

整備技術の高度化への対応事項



環境整備

自動車メーカーからの整備情報の提供

- 乗用車については、「J-OBD IIを活用した点検整備に係る情報の取扱指針」（平成23年国土交通省告示第196号）に基づき、整備事業者等への点検整備情報等の提供が円滑に行われるよう指針を適切に運用する。
- 大型車（ディーゼル商用車）についても、ガイドラインを策定し、点検整備情報等の提供に向けた環境整備を進める。（9月公布予定）

スキャンツールの普及

- 汎用スキャンツールの標準仕様を策定するとともに、整備事業者へのスキャンツールの導入を支援し、普及を促進させる。

IT化の推進

- 自動車整備業界におけるネットワークの中で既に活用が進んでいるFAINES（自動車整備情報システム）を活用し、スキャンツールと連携して、あらゆる車両の点検整備を的確に行えるシステムを構築していく。

研修・講習の充実

- 整備要員に対する標準仕様のスキャンツールに係る研修等を充実する。
 - ・国による整備主任者技術研修の充実。
 - ・業界による研修の実施。
 - ・新技術に対応した教科書の改訂。

資格制度の活用

- 高度な知識や技能を有する一級整備士の人材育成が必要不可欠であるため、指定整備工場における自動車検査員の資格取得に際して、整備主任者実務経験、自動車検査員教習の実施方法等の見直しを検討する等により、一級整備士資格取得の優位性を図っていく。

人材育成

国際化への対応

- 欧米諸国等の動向も見つつ、点検整備情報の提供の適切な運用とその拡充を進めるとともに、点検整備に関する情報等の標準化を進めていく。